

## 秋田県河川維持管理システム導入業務委託企画提案競技 実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「秋田県河川維持管理システム導入業務委託」（以下、「本業務」という。）に係る、委託候補者を選定するための企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

### 1 業務内容

- （１）業務の名称：秋田県河川維持管理システム導入業務委託
- （２）業務の内容：別紙仕様書による
- （３）委託予定期間：契約の日から令和８年３月３１日まで  
なお、令和８年度以降の運用・保守については、受託者と別途契約します。
- （４）委託額の上限：３６，３００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 問合せ先

〒010-8570 秋田市山王四丁目１番１号（県本庁舎６階）  
秋田県建設部河川砂防課 河川・ダム・海岸チーム 加賀、沼田  
電話：018-860-2514 FAX：018-860-3809  
メールアドレス：Kasenska@pref.akita.lg.jp

### 3 実施スケジュール

| 内容                     | 日程                  |
|------------------------|---------------------|
| 企画提案競技の参加者の公募開始        | 令和７年１０月１日（水）        |
| 実施要領等に関する質問の受付         | 令和７年１０月６日（月）午後５時まで  |
| 上記質問に対する回答の掲示          | 令和７年１０月８日（水）午後５時まで  |
| 参加資格確認申請書の受付           | 令和７年１０月１０日（金）午後５時まで |
| 参加資格確認結果の通知            | 令和７年１０月１５日（水）まで     |
| 参加資格が認められない理由の請求       | 令和７年１０月１７日（金）午後５時まで |
| 参加資格が認められない理由の請求に対する回答 | 令和７年１０月２０日（月）       |
| 企画提案書の受付               | 令和７年１０月２２日（水）午後５時まで |
| プレゼンテーション審査            | 令和７年１０月２７日（月）午後     |
| 企画提案競技審査結果の通知          | 令和７年１０月２８日（火）       |
| 契約締結                   | 令和７年１０月３１日（金）       |

### 4 必要書類の様式

参加に必要な書類は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」に掲載します。

## 5 参加資格に関する事項

企画提案競技への参加者は、次に掲げる事項を全て満たす者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

## 6 参加資格の確認手続

企画提案競技への参加者は、次の書類を持参又は郵送により提出してください。

### (1) 提出書類

【様式1】 参加資格確認申請書

(2) 提出期限 令和7年10月10日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(3) 確認結果 令和7年10月15日（水）に書面をメールにて通知します。

### (4) 留意事項

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。
- ② 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。
- ③ 提出書類を持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までに提出してください。

(5) 参加資格の確認後に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を喪失します。

また、参加資格の確認後に、参加を辞退する場合は、【様式2】企画提案競技参加辞退届を持参又は郵送してください。

(6) 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、書面（様式任意）によりその理由の説明を求められますので、電子メールにより提出して下さい。

- ① 提出期限 令和7年10月17日（金）午後5時まで
- ② 説明方法 電子メールによりその理由を説明します。

## 7 審査書類の提出

企画提案競技への参加者は、次により書類を持参又は郵送により提出してください。

### (1) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書6部（製本1部、副本5部）

- ・サイズはA4版として下さい。
- ・副本のうち1部はダブルクリップ等で留めたものとしてください。
- ・また、【資料5】評価表に記載の項目を網羅した提案書としてください。

② 見積書（別紙を含む）1部

企画提案書の事業を実施するための費用見積書と、積算根拠を明らかにした内訳を別紙として添付してください。なお、見積額が「1（4）委託費の上限」を上回った場合は審査の対象外とします。

（2）提出期限

令和7年10月22日（水）午後5時まで（郵送の場合は必着）

（3）留意事項

- ① 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。また、提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。
- ② 提出書類を持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までに提出してください。
- ③ 提出できる企画提案書は、1参加者1案とします。
- ④ 一度提出した書類は、これを書き換え又は撤回することはできません。

## 8 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式3】実施要領等に関する質問票により、電子メールにて提出して下さい。

（1）受付期間 令和7年10月6日（月）午後5時まで

（2）回答方法

電子メールにより随時回答するほか、質問及び回答の内容を秋田県公式サイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」に掲載します。

## 9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

（1）企画提案競技の審査

参加者から提出があった企画提案書等をもとに、プレゼンテーションによる審査を行います。

プレゼンテーションの実施後、企画提案審査会（以下「審査会」という。）で優れていると認められる順に順位を付け、最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定します。

また、プレゼンテーションの詳細については、参加資格が認められた参加者へ電子メール及び書面で通知します。

なお、企画提案競技参加者が1社の場合は、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を委託候補者として選定します。

（2）結果の通知

審査の結果は、企画提案競技参加者に書面で通知するとともに、秋田県公式サイト

「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」に掲載します。

(3) 審査基準

【資料5】評価表のとおりとします。

10 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

前記9により選定された委託候補者と、予定価格の範囲内で単独随意契約を締結します。

(2) 企画提案内容と業務

企画提案書等に記載された事項は、本業務契約時の仕様書の一部として取り扱いをします。

契約の締結にあたっては、審査会における意見を踏まえ、委託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行った上で、企画提案内容の一部変更や、業務内容の追加・修正を行う場合があります。その場合は、委託契約額を協議により、委託額の上限以内で別途決定します。

(3) 企画提案協議及び契約の不成立等

前記9により選定された委託候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消し、次に優れた企画を提案した者を委託候補者として選定します。

(4) 契約保証金

① 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号、以下「規則」という。）第177条第1項に基づき、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する必要があります。

② 受託者が納付した契約保証金は、規則第179条の規定により還付します。

(5) 契約保証金の納付を免除される者

次の①又は②の書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者については、契約保証金の納付を免除します。

① 県を被保険者とする履行保証保険契約証書

② 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを確認できる書類の写し（支払通知書の写し等）

11 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を禁止します。

(2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の企画提案協議参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成してください。

- (3) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合があります。

## 12 その他

- (1) 企画提案競技への参加者が、県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属しますが、提出された書類は返却しません。
- (2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 企画提案に含まれる著作権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとします。
- (4) 企画提案競技参加者が本件企画提案に要する費用は、参加者が負うものとします。
- (5) 本件企画提案に参加するに当たって、得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとします。

(以上)